

環境エネルギー課

水道管の漏水調査にご協力ください

漏水の早期発見のため、調査員が対象世帯の敷地内の水道メーター等を調査します。なお、調査員が物品の販売・修理等を行うことは一切ありません。

■調査地区／

①上水道給水地区
「中町、上町、若葉町、禁町、横町、北町、新町、荒橋、籠気、横内、五十沢、田沢、牛房野、和合、荻袋、寺内、西原、南沢、野黒沢および芦沢の一部」

②尾花沢簡易水道地区
「二藤袋、北郷、原田、袖原、東原、玉野原」

■調査時期／
8月上旬～11月上旬

■調査業者名／
フジ地中情報機東北支店
☎022(26)7743

※右記の調査地区以外の方に ついても、「道路などから水が出ている」「水圧が弱くなった」等ありましたら

「ご連絡ください。」

◎調査地区①の方および尾花沢・福原地区の方
↓尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 水道課
☎(23)2161

◎調査地区②の方および宮沢・玉野・常盤・二藤袋地区の方
↓環境エネルギー課 簡易水道係【内線263】

簡易水道放射性物質測定結果

6月8日に簡易水道の水源等から水道水を採水し検査を行った結果、放射性セシウムは検出されませんでした。

◎簡易水道係【内線263、264】

野焼きは法律で禁止されています

廃棄物等を野外で燃やすこと(野焼き)は、煙やにおい、ダイオキシンなどの有害物質の発生源や火災の原因となることから、法律で禁止されています。罰則の対象となりますので、野焼きはやめましょう。

お知らせ

ひとりで抱え込まずにお電話ください

突然の事件や事故、性犯罪などの被害に遭つと心身ともに辛く苦しい状況に置かれます。まずはお電話ください。相談は無料、秘密は厳守します(通話料はかかります)。

◎相談受付日/月～金曜日
※12月29日～1月3日および祝日はお休みです。

やまがた被害者支援センター
相談電話
☎023(62)7830
午前10時～午後4時

☎023(65)0500
午前10時～午後9時

※メールによる相談はやまがた被害者支援センターのホームページからアクセスしていただく。

創業塾2021 受講者募集

日時/8月28日(土)、8月29日(日)、9月4日(土)、9月5日(日)、9月11日(土)の5日間
各日午前10時～午後3時
※うち休憩1時間
内容/オンライン形式で創業を学ぶ5日間の短期集中セミナーです。

受講方法/自宅等からインターネット接続したパソコンやタブレット等で参加(会議システム「ZOOM」を利用)

対象者/創業予定の方・創業して間もない方(先着50人)

受講料/無料

問い合わせ/申込方法/尾花沢市商工会または山形県商工会連合会まで
《県連合会HP》<http://www.shokokai-yamagata.or.jp>

QRコード

遺言書を法務局が守ります

自筆証書遺言書は、遺言者本人のみで作成できますが、遺言書の紛失、相続人による隠ぺいや改ざんのおそれがあります。自筆証書遺言書保管制度は法務局で遺言書を保管して、相続開始時に相続人等に遺言書が保管されていることをお知らせできる制度です。※手続きは完全予約制。遺言書の内容相談はできません。

◎山形地方法務局
☎023(65)1321

雪おろしの負担を減らし快適な暮らし

1シーズン(12～3月)のランニングコスト

灯油 180㎡程度の屋根で
ポイラー使用 灯油600ℓ(約54,000円)

お見積り無料
ぜひ、ご相談ください。

有限会社 菅藤組
☎0237(23)3632

市民税務課

固定資産をお持ちの方が亡くなられたときは「現所有届」の提出が必要です

地方税法および市税条例の改正により、固定資産をお持ちの納税義務者が亡くなられた場合、3カ月以内現所有届を市に提出することになっています(相続人代表者指定届出書と兼用)。

また、正当な理由がなく申告しなかった場合は、10万円以下の過料が科されますので、期限内での届出の提出をお願いします。

◎資産税係【内線125～127】

忘れていませんか、相続登記

相続登記が行われないと、様々な問題が発生します。・売買等の手続きが複雑になる
・空き家の利活用が難しくなる
・公共事業が進まなくなる等トラブルを防止するためにも、早めに相続登記をしま

しよう。

登記申請手続について/手続の詳細は、法務局のホームページをご覧ください。法務局での登記手続案内は、事前予約制です。

◎固定資産について:市民税務課 資産税係【内線125】
相続登記について:
山形地方法務局村山出張所
☎(53)2812

マイナンバーカードを作りませんか?

10月から住民票や税証明などのコンビニ交付がスタートする予定です。マイナンバーカードを使用し、全国のコンビニで早朝から深夜、休日でも証明書を取得することができますようにしますので、事前にマイナンバーカードを作成しておきませんか。

また、市民税務課では市民の方のマイナンバーカード申請をサポートしています。10分程度でお気軽に作成できます。

「マイナンバーカード申請サポート」

農業委員会

農地転用には許可が必要です

農地転用とは、農地を住宅や駐車場、資材置場等、農地以外の用途に転換することを行います。

農地転用をするためには、農業委員会への許可申請を行い、県知事の許可を受けなければなりません。許可なく転用した場合には、工事の中止

場所/市役所1階市民税務課
時間/平日午前9時～午後5時
※延長日は午後7時30分まで時間を延長しています。延長日は完全予約制のため、事前に予約をお願いします。

◎ページ参照
持ち物/本人確認書類(運転免許証または健康保険証と医療証など)
※顔写真付きの本人確認書類は1点、顔写真付きでないものは2点お持ちください。
◎市民年金係【内線131～135】

農地パトロール強化月間

農業委員と農地利用最適化推進委員が、遊休農地の状況などを把握するため市内全域を調査します。調査の際は、農地に立ち入ることもありませんが、優良農地の確保と遊休農地の拡大を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

遊休農地とは
・現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
・周辺の農地と比べて、著しく低利用となっている農地

◎農業委員会事務局
【内線150、151】

暑中お見舞い申し上げます ☀️ 熱中症・新型コロナ感染症にご注意下さい

★おすすめ商品のご紹介★
センサー式自動水栓
蛇口に触れることなく水を出したり止めたりでき衛生的にも節水にも役立ちます。また、近くに電源がなくても設置が可能な乾電池タイプもあります。

修理から水まわりのリフォーム、合併浄化槽工事 下水道工事、消融雪設備工事、冷暖房設備工事など生活に欠かせない水まわりをプロデュースし、「ほっとする暮らしづくり」のお手伝いをします。

まずは、お気軽にご相談下さい

～自然と暮らしのパイプ役～
(有)旭屋設備
TEL 23-3560